

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 八雲小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を理解したうえで年間事業計画を作成し、保育を行っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者の就労支援と子どもの発達段階を踏まえ、子ども達の家庭の代わりになるような施設運営を行っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子ども達が安心して過ごせる場所を作れるよう施設環境を整え、一人一人に合った支援を行っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者とは連絡帳や電話連絡等を通じて子どもの様子を細かく伝えられるようにしている。学校の先生とは、その子にとってより良い支援が出来るように可能な限り情報共有を行っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	子どもにとって身近な大人であることを自覚し、子ども達に寄り添った支援が出来るよう日々意識共有を行っている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	人権に関する研修や、プライバシーにかかわるコンプライアンス研修等を行い、職員の資質向上に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	職員間での情報の報告・連絡・相談を徹底し、迅速な対応に努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	年齢における発達段階を踏まえ、一人一人の特性の把握にも努め育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	学童保育クラブでの生活が安定したものになるよう、年間事業計画を作成し、日々の保育に反映できるようにしている。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもの最善の利益が保証されるよう、一人一人の人格を尊重して育成支援を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害児対応連絡会で検討された内容や、保護者との面談を踏まえ、障害のある子どもの受け入れを行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	一人一人にあった支援が出来るよう、職員間で情報を共有すると共に、様々な研修に参加し、知識を得るよう努めている。記録をとり、見直しを持った育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	△	保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。 お便り等でクラブの活動については保護者と共有しているが行事への参加・見学等は行っておらず、父母会等も組織していない。今後は感染症対策を考え、保護者の行事参加・見学を検討する。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	学童での生活が安定したものになるよう、年間事業計画を作成し、日々の保育に反映できるようにしている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日案等を作成し、日々の保育を行っている。また、日々気付いたこと等を職員間で日誌やミーティングを通して共有している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	朝の挨拶時等に情報交換や情報共有を行っている。また、必要に応じて担任の先生等との子どもの情報共有に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新入所児の配慮を必要とする子どものみ、保育園にて保育参観を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	近隣の児童館と連携をとれるよう努めている。また、毎月住区育成部会の会議に参加し、他の団体の活動を知ると共に、学童の様子を報告して情報を共有している。また、地域行事に携わっている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	校庭や体育館は副校長先生への確認後学校施設使用申請書を提出して利用している。ランランひろばに関しては学校やランランひろばの職員と相談の上、利用している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
17	(1)衛生管理	○	手洗い、消毒の励行及び換気、遊具や机の消毒などの衛生管理に努めている。必要な備品を備え、適切に管理し、使用している。感染症の発生状況についての情報を収集し、予防に努めている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	室内環境の安全を点検し、必要に応じて対策を行っている。怪我や事故発生時には複数名で迅速に対応すると共に、職員間で情報を共有し、再発防止に努めている。
	(3)防災及び防犯対策	△	防災及び、防犯マニュアルを作成し、定期的に訓練できるように努めている。火災や地震等の防災は訓練を実施しているが防犯訓練は行っていない。今年度中に警察による防犯訓練を実施予定。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	子どもに登所経路の安全を確認を行い、子どもの登所、降所について必要に応じて保護者に連絡を取り、安全を確保している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
18	(1)施設	○	放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。
	(2)設備、備品等	○	放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。
19	(1)職員配置	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○	適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間及び開所日を適切に設定している。
22	利用開始等に関する留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。
25	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。